

# 市町村及び検診機関に対する助言方針案

# 1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 1 一次検診及び精密検査の受診勧奨

- (現状)・令和2年度の乳がん検診受診者は前年度に比べて約4,600人減と、例年になく減少。(資料1)  
・乳がん、子宮頸がん検診について、精検受診率が県の目標値である90%に達していない。(資料1)
- がんの早期発見・早期治療の機会を逸さないよう、一次検診及び精密検査の受診勧奨を強化されたい。
  - 勧奨に際しては、がん検診及び精密検査の受診は不要不急の外出にはあたらないことを明確化し、周知することが必要。
  - 各機関においては、令和3年度から開始した子宮頸がん検診の統一運用の体制を継続し、精度管理及び精検受診率の向上を図られたい。
  - 今後、乳がんの県下統一で行う精度管理の仕組みづくりを通じて、精度管理及び精検受診率の向上を図るべき。
  - 各市町村においては、受診者に占める人間ドック(国保等)の割合が高い場合、その精検受診対策の見直しを検討されたい。
  - 各検診機関においては、市町村との契約内容を確認したうえ、精検受診対策の実施を徹底されたい。

# 1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 2 がん検診の実施体制(市町村)

(現状)・市町村チェックリストについて、実施率が低い項目が多く、県全体の実施率が全国下位。(資料2)

○ 次に掲げる市町村チェックリストの項目について、未実施の市町村は実施に向けた検討が必要。

### (1) 検診対象者の情報管理

- ① 対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成した対象者名簿を基に、個別に受診勧奨を行うこと
- ② 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行うこと

### (2) 受診者への説明、及び要精検者への説明

- ① 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布すること
- ② 要精検者全員に対し受診可能な精検機関名の一覧を提示し、掲載した全ての精検機関にはあらかじめ精検結果の報告を依頼すること

### (3) 検診機関の質の担保

- ① 委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定すること
- ② 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たすこと
- ③ 検診終了後に、委託先検診機関で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認すること
- ④ 検診機関に精度管理評価、検診機関用チェックリストの遵守状況、検診機関毎のプロセス指標値を個別にフィードバックすること
- ⑤ 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関に改善策をフィードバックすること

### (4) 陽性反応適中度、乳がんの早期、粘膜内、非浸潤がん、子宮頸がんの上皮内病変数・微小浸潤がんの集計

- ① 各指標について、性別・年齢5歳階級別、検診機関別、検診受診歴別(乳がんは検査方法別も)に集計すること

注 子宮頸がん検診については、令和3年度からの統一運用を各市町村において実施していれば、ここに挙げた各項目は実施できているものである。

# 1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 3 がん検診の実施体制(検診機関)

(現状)・検診機関チェックリストにおいて、実施率が低い項目がある。(資料2)

○ 次に掲げる検診機関チェックリストの項目について、未実施の検診機関は実施に向けた検討が必要。

### 【乳がん検診】

#### (1) 問診及び撮影の精度管理

① 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていること

#### (2) システムとしての精度管理

① 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加していること

### 【子宮頸がん検診】

#### (1) 検診機関での精度管理

① 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書に明記していること

② 細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託する場合は、その委託機関(施設名)を仕様書に明記していること

#### (2) システムとしての精度管理

① 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会)等を設置しているか、もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加していること

(特に、本部会が開催する子宮がん検診従事者講習会へ積極的に参加すること)

② 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していること

## 4 ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の普及啓発

(現状)・令和3年10月にがん検診に関する国指針が改正。乳がん検診においては、自己触診に関する指導を廃止し、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)に関する指導に変更。(資料3)

・本県における乳がんの発見経緯別の進行度は、自覚症状等で発見されたうち限局が51.2%で、他のがんに比べ高い。(資料4)

○ ブレスト・アウェアネスの重要性及び異常がある場合の早期受診等に関する指導を行うこと。